

## はじめに

「GAP」は、農業者自らが、生産の各工程に潜む、「食品安全」・「環境保全」・「労働安全」に係るリスクを低減しながら、持続可能な農業を実践する取組であり、農業生産を営む全ての生産者にとっては日頃から行うべき、言わば「当たり前の取組」です。

また、県では、生産から流通・販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者目線に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、それを積極的に売り込んでいくという、販売を重視した「攻めの農林水産業」の中で、このGAPを主要な施策の一つと位置付け、推進しているところです。

そのような中、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）」の開催に伴い、大会組織委員会から食材調達規準において、「グローバルGAP」や「JGAP」など、第三者によりGAPの取組が認証された農場で生産された農産物を食材として使用することが要件として示されました。

県としても、意欲ある生産者が、2020年東京大会への農産物の提供を行うことはもちろんのこと、更にはこれを契機として、輸出先や国内の取引先からの認証GAPを求める動きが加速することが想定されることから、認証GAPの取得に向けた取組を促進したいと考えており、この度、本県の実産者がGAPに取り組む際に、生産工程等で守るべき事項をチェックするための「青森県GAP規範」を作成したものです。

生産者の皆様には、本規範を積極的に活用することにより、生産活動の点検と経営の改善を実践し、自らのさらなる経営発展とともに、本県農業の持続的な発展にも貢献いただければ幸いです。

平成29年6月9日

青森県農林水産部

食の安全・安心推進課長